

報 道 資 料

平成 23 年 5 月 2 日
総務部 総務課
県政情報係 田中、新谷
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2344

奈良県情報公開審査会の第 128 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 136 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 23 年 4 月 28 日
- ◎ 実施機関：土木部 用地対策課
- ◎ 対象行政文書：平成 16 年度から平成 18 年度までの県道大和郡山広陵線（郡山土木事務所管轄分）に係る事業執行伺、支出負担行為決議書及び支出命令書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）
 - イ 契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）
 - ウ 個人（公務員を除く。）の氏名及び印影
 - エ 契約の相手方が個人の場合における補償金額（土地代金を除く。）がわかる情報
 - オ 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードの中の下記のもの
 - (ア) 金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述
 - (イ) 鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部
 - (ウ) 取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部
 - (エ) 買収地の個別的要因の数値
 - カ 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）
 - キ 契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）
 - ク ア、ウ、エ、オ及びカ以外の特定の個人を識別することができる情報
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア、ウ、エ、オ、カ及びク
条例第 7 条第 2 号に該当（個人に関する情報）
 - イ 上記不開示部分のイ及びキ
条例第 7 条第 3 号に該当（法人等に関する情報）
 - ウ 上記不開示部分のオ、カ及びキ
条例第 7 条第 6 号に該当（事務事業等情報）
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 16 年度から平成 18 年度までの県道大和郡山広陵線（郡山土木事務所管轄分）に係る事業用地取得のために、実施機関が作成し、又は取得した文書のうち、事業執行伺、支出負担行為決議書及び支出命令書である。

事業執行伺とは、用地を買収するに当たってあらかじめ場所及び執行予定額等について行政機関としての意思決定を行う文書であり、具体の事例により構成される文書は異なるが、事例カード、価格比準総括表、価格評定表、土地調査表、不動産鑑定評価書、補償コンサルタントの報告書などで構成されている。

事例カードは、基準とする土地と買収対象地の個別的要因の状態等について調査作成したものであり、価格比準総括表は、事例カードを基に基準とする土地と買収対象地との個別的要因の格差率及び時点修正率を算定したものであり、価格評定表は、価格比準総括表を基に基準とする土地の価格に格差率や時点修正率を乗じて買収単価を求め、買収対象地の面積に応じて買収価格を評定する書類である。また、土地調査表は、用地買収に当たって、買収予定地の現況、登記簿記録、その他権利関係等の各項目について調査し整理を行ったものである。これらの文書は、実施機関により作成されたものである。

不動産鑑定評価書は、買収対象地の存する近隣地域において価格比準の基準となる標準地の鑑定評価について、実施機関が不動産鑑定業者に委託して作成した文書である。また、補償コンサルタントの報告書

とは、実施機関が、事業用地に係る補償を行うに当たって、その補償金額を決定するために、補償コンサルタントに委託して作成した文書である。

支出負担行為決議書及び支出命令書とは、実施機関が、契約の相手方に対し、補償金を支払うために作成した文書である。これらの文書には、契約の相手方に支払う補償金額や契約の相手方の口座情報等が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、次の(1)から(6)までについては、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

- (1) 契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）
契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）は、支出命令書に補償金の振込口座として記載されているものではあるが、当該個人の取引金融機関に関する情報であることから、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。
一般に、このような口座情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。
- (2) 個人（公務員を除く。）の氏名及び印影
営業補償の算定資料に記載されている休業（人件費）補償の算定対象となる従業員の氏名及び確認書類に押印された従業員の印影などの事業執行伺に添付されている資料に記載されている個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。
従業員などの個人の氏名や印影を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。
なお、公務員の氏名及び印影並びに実施機関が支出する補償金の支出先である個人の氏名は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。
- (3) 契約の相手方が個人の場合における補償金額（土地代金を除く。）がわかる情報
契約の相手方が個人の場合における補償金額が分かる情報は、支出負担行為決議書、支出命令書及び事業執行伺に記載されているものではあるが、実施機関が当該個人に対し支払った建物、工作物、動産、立木等の補償金額及び差し引きする等によりこれらの補償金額が分かる情報であることから、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。
これらの補償対象となる物件は、土地と異なり、どのような物件を有しているか公示されておらず、必ずしも一般人の目に触れるものではなく、また、建物については、不動産登記簿に登録されて公示されているものの、その価格要因の全てが公示されるものではなく、外部からその詳細を知ることができない。
したがって、これらの補償金額は、一般人であればおよその見当をつけることができるものとはいえないことから、同号ただし書アの公にすることが予定されている情報に該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。
したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。
なお、一般人であればおよその見当がつけられる土地代金は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。
- (4) 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カード
ア 金額（買取価格、買取単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述
金額（買取価格、買取単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述とは、実施機関が事業用地の買取価格の算定過程で、不動産鑑定士に鑑定させた土地の鑑定評価額、鑑定評価額の算出に用いられた比準価格及び収益価格、これらの価格の試算に用いられた金額並びに当該試算に用いられた金額を推測することができる記述のことであり、不動産鑑定評価書、価格評定表及び土地調査表に記載されている。これらの金額等は、個人の財産に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。
これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、一般人であればおおよその見当がつけられる買収価格、規準価格の試算に用いられた地価公示価格等及びその試算の結果である規準価格は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。

イ 鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部

不動産鑑定評価書、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードに記載されている鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部とは、実施機関が事業用地買収価格の算定過程で、不動産鑑定士に鑑定評価させた土地の所在地（市町村名を除く。）、地目、地積、所有者の住所及び氏名、個別分析の画地条件の間口及び奥行、位置図などであり、当該土地は個人の所有地であることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

鑑定評価の対象とした土地を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、鑑定評価対象不動産に係るこれらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部

取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部とは、不動産鑑定士が不動産鑑定評価書を作成するに当たって入手した土地取引の事例に係る所在地（市町村名を除く。）、取引事情、取引時点、交通・接近条件のうち距離及び画地条件のうち地積並びに賃貸の事例に係る所在地（市町村名を除く。）、賃料等であり、不動産鑑定評価書に記載されている。これらの事例は、個人に関わるものであることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

このような事例に係る情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

エ 買収地の個別的要因の数値

買収地の個別的要因の数値とは、基準地と買収地の個別的な環境条件や画地条件等の条件を比較した数値のことであり、価格評定表及び価格比準総括表に記載されている。これらの数値は、基準地と買収地の格差を表すものであることから、開示している買収地の所在地、買収価格等の情報に基づいて、基準地の所在地及び財産的価値を推測することが可能となり、土地の所在地が特定されると、不動産登記簿に記載された情報と照合することにより、土地所有者を特定することができる。したがって、買収地の個別的要因の数値は、基準地の所有者及び財産的価値を推測することができる情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

買収地の個別的要因の数値を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(5) 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）

事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書とは、1に記載のとおりであるが、契約の相手方が個人の場合、この報告書には、補償金額を決定するための根拠となった情報として、個人の建物の詳細な内部構造や工作物の所在地及び面積、動産の種類及び個数、立木の所在地及び本数、権利の種類等に関する情報が記載されていることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの補償金額を決定するための根拠となった情報については、不動産登記簿に登録されるなどして公示されるものではないことから、同号ただし書アの公にすることが予定されている情報に該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、不動産登記簿に登録され公示される補償対象の建物の種類、構造及び面積等は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。

(6) (1) から (5) まで以外特定の個人を識別することができる情報

(1) から (5) まで以外特定の個人を識別することができる情報とは、契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書に記載されている従業員の賃金や勤務状況に関する情報のことであるが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、次の(1)及び(2)については、条例第7条第3号アに該当するとしているので、以下

検討する。

- (1) 契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）
契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）は、支出命令書に補償金の振込口座として記載されているものであるが、法人が事業活動を行う上での取引金融機関に関する情報であることから、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報に該当する。
このような法人の口座情報は、当該法人の実施機関からの補償金の入金先に関する情報であり、当該法人が売上げ金等の決済の便宜のため請求書等に記載している振込先口座などのように、当該口座が自ら多数の顧客に広く知られることを予定している場合とは異なるのが通例であり、積極的に公表しているとも、一般に広く知られているとも認められないことから、このような法人の口座情報を開示すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
したがって、契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報は、条例第7条第3号アに該当する。
- (2) 契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）
事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書とは、上記1に記載のとおりであるが、この報告書には、法人に対する営業補償がある場合、その営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報が記載されている。
これらの情報は、法人に対する営業補償を行うために実施機関が収集した当該法人の事業活動に関する情報であり、損益計算書比較表、限界利益率計算書、消費税抜き経理金額計算書、固定的経費内訳表及び総勘定元帳などに記載されており、当該法人の固有のノウハウや企業活動の実態を詳細に表すものである。
公になっている資本金、業種等や公告しなければならないとされている貸借対照表等以外のこれらの情報を開示すれば、通常知り得ない法人の内部管理情報まで明らかになることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
したがって、契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）は、条例第7条第3号アに該当する。

4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。実施機関は、次の（1）から（3）までについては、条例第7条第6号に該当するとしているので、以下検討する。

- (1) 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カード
事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードとは、1に記載のとおり、実施機関が事業用地取得に当たって、その取得価格を決定するために作成し、又は取得したものであって、そこに記載されている情報は、価格算定の根拠、過程、結果等である。これらは全て、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。
ア 金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述
金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述とは、2の（4）のイに記載のとおりである。
これらの情報は、あくまで事業用地買収価格の算定過程における情報であり、様々なとらえ方が可能である。これらの情報を開示すれば、地権者が、基準地と自己所有地の価格評定要因の違い、評価時点の違い等を正しく認識しないまま、自己所有地の買収申出額に対する疑問、不満を抱くことは大いにあり得ることである。また、開示された不動産鑑定評価書に対抗するため、地権者が、自己に有利な価格を適正な価格であるとする私的な鑑定書を提出し、それを基に価格交渉を進めようとすることも考えられ、そうなれば、用地交渉が難航し、公共用地の取得に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。そして、これらのことは、用地買収が継続中の場合のみならず、すでに終了している場合においても、反復・継続性が高い用地事務の性質上、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
したがって、事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表及び土地調査表の中に記載されている金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。
イ 鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部
鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部とは、2の（4）のイに記載のとおりである。
これらの情報は、所在地及び所有者以外の情報についても、不動産登記簿等と照合することにより、鑑定対象不動産の所在の特定のとおりとなるような情報で、その記載内容から当該所在が推測されるおそれがあることから、これらを開示すれば、鑑定評価対象不動産の所有者に自己の所有地が鑑定評価の対象となっていることが知られることになり、また、他の者にも、このことが知られる可能性があることに加え、当該自己の所有地の画地条件等の詳細な属性までも知られてしまうこととなる

が、当該所有者は、そのような事態を予想し、又は甘受しているとは限らない。そうすると、当該所有者が自己所有地が鑑定評価の対象となっていることについて不快に思い、実施機関に不信感を抱き、抗議を寄せる等の事態が生じることも考えられるなど、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードの中の鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

ウ 取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部

取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部とは、2の（4）のウに記載のとおりである。

これらの情報は、社団法人奈良県不動産鑑定士協会のアンケート調査や、不動産鑑定士独自の情報源からの提供等により、不動産鑑定士が入手した情報であるが、不動産登記簿等と照合することにより、取引事例の特定できかけとなるような情報で、その記載内容から当該取引事例が推測されるおそれがあることは否定できないことから、これらの情報を開示すれば、不動産鑑定士にとって、情報の入手源との信頼関係を著しく損ね、以後の協力を得ることが困難となり、鑑定評価に必要な取引や賃貸の事例の収集に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

そうすると、今後、不動産鑑定士が適正な鑑定評価額を算出することができず、ひいては実施機関が、鑑定評価額等を基礎にして算出する事業用地買収価格の算定に支障をきたすこととなり、今後の用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書の中の取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

エ 買収地の個別的要因の数値

買収地の個別的要因の数値とは、2の（4）のエに記載のとおりである。

これらの情報を開示すれば、買収地の所有者が、基準地と自己所有地の個別的要因の違い等を正しく認識しないことにより疑問、不満を抱き、以後の用地買収が難航するなど、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、事業執行伺の一部である価格評定表及び価格比準総括表の中の買収地の個別的要因の数値は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(2) 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）

契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報とは、2の（5）に記載のとおりである。

これらの情報は、個人の生活の詳細を推知させる情報であることから、これらの情報が他人に知られることを甘受するはずはなく、これらの情報を開示すれば、補償金額を適正に決定するための有益な情報を入手するために必要な相手方の協力を得難くなり、ひいては、適正な補償金額の決定に著しい支障が生ずるおそれがあり、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(3) 契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）

契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報とは、3の（2）に記載のとおりである。

これらの情報は、損益計算書比較表、限界利益率計算書、消費税抜き経理金額計算書、固定的経費内訳表及び総勘定元帳などに記載されている通常知り得ない法人の内部管理情報であり、これらの情報を開示すれば、補償金額を適正に決定するための有益な情報を入手するために必要な相手方の協力を得難くなり、ひいては、適正な補償金額の決定に著しい支障が生ずるおそれがあり、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成22年	4月22日		
② 決定	平成22年	6月18日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成22年	7月30日		
④ 諮問	平成22年	8月12日		
⑤ 経過	平成22年	10月21日	第142回審査会	審議
	平成22年	12月16日	第143回審査会	審議
	平成23年	2月15日	第144回審査会	審議
	平成23年	4月6日	第145回審査会	審議